

新型コロナウイルス感染症の発症から再登園までの流れ

富士市保育幼稚園課

感染拡大を防ぐために、以下の事をお願いいたします。

1 新型コロナウイルス感染症症状発症

医療機関を受診又は検査キットで検査



2 新型コロナウイルス感染症と診断（判定）されたら、園に「新型コロナウイルス感染症」で欠席することを連絡してください。

登園基準について園から説明します。

「**新型コロナウイルス感染症経過報告書**」の記入をお願いいたします。

書式は園より受け取る、または市のウェブサイトよりダウンロードできます。
(医療機関にはありません)



◎ **新型コロナウイルス感染症経過報告書下段の体温記録表に記録をお願いします。**

3 自宅安静

発熱していなくても、健康観察のため、自宅で、発症日からの体温を午前と午後測り、「**体温記録表**」に記入してください。

☆発症日・・・新型コロナウイルス感染症の諸症状が出始めた日。
「発症日0日目」です。



☆登園可能日・・・症状が出た翌日から5日かつ症状が軽快した翌日までは休みです

4 新型コロナウイルス感染症経過報告書を持って登園

登園可能日、保護者氏名、登園時緊急連絡先を記入し、登園してください。



5 登園したら「新型コロナウイルス感染症経過報告書」を提出する

園に「新型コロナウイルス感染症経過報告書」を提出してください。

登園してもまだ具合が悪そうな場合は、園から「登園時緊急連絡先」に連絡をしますので、お迎えをお願いします。